

の勸言に共鳴したからであろう。

小村は十二月二十七日、御用船にて宇品を發し、山海關を経て翌三十四年一月六日北京に入り、西公使と交替した。爾来小村は北清事變の善後外交に渾身の智能を傾けて清廷及び列国代表者と折衝し、事毎に機先を制した次第は、次章の談判経過で明らかであろう。二三の外国使臣が小村の軀幹短小で举措敏捷、精力絶倫で間断なく駆け廻つてゐるを見、鼠公使の綽名をつけたのはその際のことである。

第七章 駐清公使時代

第一節 義和団の騒乱

明治三十三年・一九〇〇年初夏北清に排外的拳匪の乱が起り、列国の共同出兵となり、翌三十四年九月北京で最終議定書の調印を見るに至つた前後十数ヵ月の間、清国と日、英、仏、露、独、白、西、奥、和、米、伊の十一ヵ国とを対象としたいわゆる義和団事件は、小村をして列国折衝の外交舞台に立ちて特に傑出した働を演ぜしめた一大機会であつた。露国の満洲経営は義和団事件を離れてこれを溯尋することができぬと均しく、小村の外交上の閱歴及び手腕は、この事件を知らずして評価せんとするも不可能である。されど義和団の性質、団匪蜂起の原因、その他擾乱それ自身の経過は本編の範囲以外に属するから、ここには単に北清事件に対する列国の態度及び小村の外交を討究するに必要な程度に於て事變の始末に触れるに止める。

明治三十三年の初春、団匪の直隸地方に出没し、在留外国人を脅威するとの情報陸續北京に達したので、列国公使は協議し、清国政府に対し義和団匪及び大刀会等排外党に対する取締方を要求したが、清国政府は深く顧みなかつたので、その間に匪勢は益々加わり、同年五月、直隸省涿水県に於て基督教徒を殺害し、次で彼等は正定保定間の鉄道を破壊し、電線を切断し、停車場を焼き、外人及び外教信徒を襲撃し、進んで京津の間に迫つた。清国政府はここに始め

て彈圧の意を決し、又別に兵一百を出して在北京各国公使館を護衛せしめたが、程なくして政府部内の形勢一変し、排外派の端郡王は自ら慶親王に代つて總理衙門主席大臣となり、兼ねて軍機大臣となり、政權を一身に集めて天下に号令し、西太后以下諸大臣を制して廟議を攘夷方針に転ぜしめ、義和団を義民視するの上諭を發し、同時に官兵に命じ義和団と協力して外人討伐に当らしめた。列国公使は、公館及び在留民保護を清国兵のみに依頼し難いから、当時大沽碇泊の日本の一軍艦の外、急に旅順、威海衛、膠州湾等からいづれも自国軍艦を大沽に回航して、若干の水兵を上陸せしめ、天津を経て一部隊を入京せしめた。その数は日、英、米、仏、露、伊を合せて三百四十一名、別に天津に在る各国兵合して二百三十六名であつた。程なく団匪は北京を囲み、進んで鉄道電信を破壊しつゝ天津方面に迫り、京津の連絡全く絶えた。六月九日、日、英、米、独、露、仏、奥、伊の聯合海兵約二千は先任英国司令官セイモアの指揮の下に大沽を發して北上したが、多数の敵兵に阻止されて進み得ず剩さへ清国政府は官兵に命じて各国聯合兵の入京を遮らしめたので、聯合兵は団匪のため背後の鉄道を破壊せられ、前面には官兵のあるありて、兵站杜絶して苦境に陥つた。

六月十一日、我が公使館の杉山書記生（彬）は、永定門外左側の壕端で董福祥部下の兵十数名に殺害された。そして天津各国居留民も団匪の包囲するところとなつた。大沽にありては、各国艦長は同月十五日及び十六日の兩度露国旗艦に相会し、同停車場及び砲台を占領すべきことを決議した。十七日夜半、先づ砲台から各国軍艦に向つて砲火を開いた。各国陸戦隊はこれに応じ、停車場から突進して砲台の背後を襲ひこれを抜いた。その際、我が白石大尉の率いる一隊は先登第一の功名を挙げた。十九日午後、總理衙門は各国公使に照会して曰う、「清国政府は各国艦長よ

りの大沽砲台引渡しを請求を以て宣戦と認むるのみならず、匪徒制御し難く、北京の安否測る可らざるを以て、今より二十四時間以内に天津に撤退ありたく、途中官兵を以て護衛すべし」と。各国公使相議し、この要求に応ずるの危険を認めて遂に援軍を俟つこととし、翌二十日独国公使フオシ・ケッテラーはその旨を通告旁々總理衙門へ赴く途上、清兵に殺害された。そこで各国公使は対壘防禦に一決した。

当時北京の安否は憂慮に堪えなかつたので、列国は一日も速かに兵を北京に進むるの要を感じたけれども、少数の列国軍隊では頑強な敵に対抗して北進を遂げるに足らず、さりとて急に大兵を輸送することは、事情の許さざるところであつた。我が国はその地理的關係に於て当然多数の兵員を派遣し得る位地にあり、かつ疾くその意がないでもなかつたが、列国の意向に懸念し、暫しは路阻逡巡の状にあつた。我が青木外務大臣は六月十六日在本邦英国代理公使に於てかかる措置を可とせられざるに於ては、日本は之を差し控ゆべし」との意を通じた。すなわち我が政府は、当初英国政府の賛否如何をもつて多数兵派遣の條件としたようである。然るに英国は、当初我が多数兵の派遣を必要視しなかつたようで、その回答はやゝ冷淡の調があつたが、大沽陥落後清兵攻勢を執りて天津に迫り、セイモア提督の率いる聯合軍が敵の重圍に陥つて形勢頗る危殆となるに及び、英国は急に我が国の出兵を促すに至つたらしく、英国政府は六月二十二日をもつて在東京同代理公使にあて電訓し「貴官は日本外務大臣に告ぐるに在北京外国公使館の危殆なること、並びにその救援のために赴きたるセイモア提督部下各国聯合軍も恐くは同様ならんとのこと、女皇陛下の政府は印度に対し多数の軍隊を清国に送遣すべきを命じたることをもつてし、日本政府もまた更に多数の救援軍を發

送するに意なきやを確めらるべし。急速なる行動の必要と日本の地理的好位地に在ることゝは、日本の意向如何をしてこの困難に際し重大の關係あるを致さしむ」とあるが如き、もつてその徑路が解かる。

英國政府の右電訓と行き違ひに、我が政府は大沽派遣の出羽常備艦隊司令官より天津の急状を報じ、併せて出兵を要求する電稟に接したので、青木外相は二十三日在本邦、英、米、仏、独、露、奥、伊の七國代表者を招見し、清國の形勢危殆に迫り、大沽及び天津に於ける列國軍隊もまた危險に瀕しているから、政府は列國と協同の措置を執らうと欲する旨を告げ、各本國政府が現下の急要に應ずるため即時如何なる手段を執らうとするかを通告するよう求めた。程なく英國代理公使は、前記二十二日發電訓の要旨を青木に通牒した。同代理公使のこれに關する本國政府への電報に依れば、「青木外務大臣は如何なる決定に至るやは述べ難きも、直ちにこれを閣議に附すべき旨を約束せられ、日本は何時にも軍隊を動かすことを得るも、これを派遣するの結果如何を予知することは難しいえり」とある。この末段は、察するに青木は日本の出兵に關し後日外交上の紛議を惹起することなきやを危みたりとの意味であつたのであらう。

政府は英國の勸告をも商量し、二十四日の交とりあえず一ヶ師團の動員に着手したが、なお他の列國、殊に露、獨兩國の所見を確めようと苦心した。英國政府は其の在露在獨各大使に訓令し、任國政府の意向を質さしめた。在露英國大使は二十八日をもつて本國政府へ回報して曰く「本使は六月二十五日發貴電をラムスドルフ伯に通じ、只今伯よりの回答に接した。在東京露國公使は日本政府に對し、露國政府は現下の事情に際し日本の表示せる感情並びにその清國事件に於ける見解を深く賞讃し、殊に日本はその行動を他の列強と協同せしめんとする鞏固の意見あるが故に日

本の行動の自由を妨ぐるに意なし、との旨を回答すべき旨電訓せられた」と。當時小村の露國外相、陸相等について確めたところに依るも、露國は日本の出兵には異議なかつたのみならず、寧ろこれを慫慂するの語調もあつた。これを確め得た小村は、「露國は清國のことに關し他の外國が手を出すのは之を好まざるも、日本ならば与み易しと思えるが故なるべし」と断じた。獨國政府の態度に至つては、我が出兵に對し正面には反對しないが、かかる大事件に關し或一國に全權を委任するには異議のある態度を示した。然るに獨國政府の意向が露國に内牒せられると、さきに我が出兵に對し異議なきことを小村及び在露都英國公使に言明したる露國外相ラムスドルフは、改めて露國政府の所見もまた獨國政府のそれに同じといひ、日本が大軍を北清に派遣するの結果特殊の權利を獲るに至りはせぬかと恐れ、内心これを悦ばない風であつた。關係列國の意向かく煮え切らなかつたので、青木は七月四日更に我が在外使臣に訓令し、「政府は今回の事變の根底が外観よりも一層深く、且關係するところ重大なるを認め、そして列國と協同一致の行動に對しては充分尽力すべきは勿論で、刻下の必要に應ずるため直ちに若干の軍隊を既に派遣せる兵員に増加するに決したが、既に上陸若しくは目下派遣の途にある軍隊は大沽天津の根拠地を防衛するだになお不足を感じ、北京進軍には一層多数の兵力を要することは必然であり、かつ該地方に於ては地勢氣候等のため非常な困難があると思われるから、政府はこの關係列國が刻下の危急を救いかつ將來一切の事變に應ずるため共同して執るべき措置に關し、互に意見を交換し置く必要があると信ずる。」旨を開陳して任國政府に交渉せしめた。その間に北清の情勢は日にますます迫り、救援のこと一日も緩うすべからざるに至つた。かつ獨露兩國とも必しも、敢えて正面から公然我が出兵に反對したわけでもなかつたから、英國政府は我が方に對し、日本は北清に向つて援兵を派遣し得べき唯一の國で、こ

の措置に対し歐洲諸国いすれも故障を唱えるものはないと述べて頻りに出兵を促し、七月六日更に覚書をもつて「日本は各国公使館を救援するの緊急目的を達せんが為め成功の望みを以て行動し得る唯一の国なり、若し日本政府に於て遲滞するに於ては、重大の責を負わざる可らず。英国政府は目下現場に在る英国軍隊の外、必要に應じ財政的補助を供給するを辞せず。若し此の問題に關し各国との交渉を重ねるときは、回復すべからざる時機を失うの虞あるが故に、英国政府は右財政的責任を保障すべし。英国政府は各国公使館を救援するに尙お望ある此の際、其の目的を達する危急の動作と、追つて決定すべき後日の動作との間に確然たる区劃を立て、後者に屬する諸般の問題は之を他日の講究に譲るを得べし」と言明し、急速の出兵を我が政府に懇願した。

政府はこれ等の情勢に顧み、さきに動員した混成一ヶ師団に直ちに渡清の命を下した。日本は迅速の出兵を行うについて地理上至便の位置にあるの故をもつて、列国の多数殊に英国からは既に即時出兵して救援の任に當るよう請求し來つたのであるが、政府は露独の猜疑を避けるため動員を下したまゝ暫く形勢觀望の態度を執つていたところ、その後幾許もなく露独等もまた清国の保全を計りその秩序を回復するの外他に意圖なきを宣言し、かつ我が国の出兵に對しては異議なきことを知らしめて來たので、すなわち右渡清の發令を見るに至つたのである。時たま／＼新たに英国駐劄となつて着任した林公使（董）がヴィクトリア女帝に信任状を捧呈した時、帝には「日本の北清出兵に對し帝の深厚なる謝意を我が聖上陛下に伝奏ありたし」と特に同公使に依頼せられた由で、同公使の手記に依れば、当時英国に於ける親日的感情は、上は皇帝より下は庶人に至る迄洽く漲溢するの感があつたとのことである。

当時公使として露都に在つた小村は、深く時局の前途を憂え、六月二十六日發電信にて青木外相に對し、「我が將來

の行動は専ら關係列国の態度により決せらるべきはもちろんなるも、如何なる變局に會するもこれに應ずる遺算なきの準備を立つるを緊要とし、この目的に對し、かつ事變の最終解決に際し、歐洲協同の外に置かるゝことなからしめんがため、我が国はその兵力並びに清国に於ける陸海軍の行動に於て、終始少くも最強国と均等を保有せざるべからず」との意見を稟議し、同月二十九日發の電信中にも、「歐洲列国は今次の事變に關し、孰れも目前の危急に應ずることのみ着眼し、未だ確乎たる方針を決定し得ざるものゝ如く、且英國司令官が六月二十六日天津に歸來せりとの報道は、北京に於ける公使館の安否及び京津の聯絡に關し益々疑懼の念を増せしに鑑み、我國は宜しく自国及び關係列国の利益の爲め迅速且強硬なる措置を執り、以て將來に來らんとする危難を防遏するを要す」との趣旨を具申し、七月六日には、清国に於ける露国兵の総員遠からず二万以上に達すべきを報じ「帝國政府は兵数上列国と均衡を維持するの必要顯然たるに鑑み、其の既に動員を命ぜる師団を速に發遣せしむるを得策なり」と献策し、更に同月十二日には「露国を始め歐洲列国は刻下の急務に應ずべき方法に關し孰れも其の所見を發表したるを以て、我國にして若し此の好機に乗じ列国と懇切なる共同の動作に出るの精神を以て敏活且確實なる挙措を執るに於ては、清国問題を解決する際歐洲聯合の間に立ちて優勢を制するを得べしと信ず」と電稟し、二十四日發電信にて露国の大兵派遣計画を報告せる中に「露国刻下の目的は鉄道線路の安全を維持するにあらんも、此の目的を以てする用兵の結果は、露国をして完全且永久に滿洲を占領せしむるに至るべし」と断じた。かゝる小村の觀察及び対策の肯綮に中れることは、爾後局面の推移が着々これを証した。

この際、列国中特殊の軍事的活動で世の注目を惹いた独露兩國の態度を略叙するに、独国ではこれより先六月十九

日、キール及びウイルヘルムスハーフェンの海軍歩兵第一第二中隊に動員令を下し、海軍少将ホエフェルこれを率いて北清に向うこととなり、また新造装甲巡洋艦プリンツ・ビスマルク号及び砲艦激隻にも支那海派遣の命を下した。次で八月に入り、独帝はワルデルゼー元帥を聯合軍総指揮官に補せんと欲し、これを露帝に諮つた。露帝は「欣然在北清露国軍隊を同元帥の麾下に附せしむるを辞せず」と答えた。在本邦独国公使も亦青木外相より「独逸人にして総指揮官となる場合には、日本は決して異議を唱えざるべし」との意を突き止めたとの旨を本国政府に報告したので、独帝には北清に最大軍を有する日露兩國、そして露国を通じて仏国の賛成を得、または得るの見込があつたから、七日改めて我が明治天皇に親電を發して同元帥任命のことを提議し、陛下よりは翌八日これを承諾せらるゝ旨御返電があつた。露帝が同元帥任用に賛成した理由は、同月十五日同帝の發した宣言に於て、聯合軍の行動一致の必要なること、同元帥の総指揮官たるに適する高貴の官位者なること、自国公使の殺害せられたる独逸政府に同元帥を聯合軍の首位に置かんとする当然の希望あること等の事情に由ると説明せられた。次で独帝には更に英、仏、澳、伊、蘭、米、等關係元首にその意を通じたが、中には同元帥及びその率いる大軍が騒乱の現場に達するには少くも六七週間を要すべく、その間には聯合軍の唯一の目的である北京救援は疑もなく遂行せられるだろうから、独国は別に野心を抱いてゐるものと見、その回答に踟躕する国もあつたが、結局列国いずれも同意を表したので、同元帥は程なく北京攻撃聯合軍総指揮官に補せられ、やがて渡清の途に上り、九月二十七日大沽に着した。同元帥が北京陥落後の八月下旬に歐洲を發し、かつ既に一万四千の大部隊を北清に派遣しあるに拘らず更に七千の増兵に着手したのであるから、当時列国中に独国の真意を疑つたものもあつたのは寧ろ当然である。

露国政府は六月十九日をもつて各国政府へ同文通牒を發し、兵員四千を北清に出動せしめんとする旨を報じ、その目的はただ露国臣民及び一般歐洲人を保護するにありといふ、聯合運動以外に露国の特殊利益を図るが如きは断じてないと証言した。然るにウィッテの回顧録に依れば「陸相クロパトキンは北清事變の報を聴いて膝を打つて喜び、これ我が露国に滿洲占領の好口実を与うるもの、露国は近く滿洲を第二のポーハラ（トルキスタンの一州）に化せしむべし」と囑言したとある。露国の責任ある陸軍大臣が既にこの機会を滿洲占領に利用せんと欲したのであるから、その用兵の目的が単に自国民及び一般歐洲人の保護に止まらないことは想像するに難からぬところである。かくて露国政府は同月二十三日をもつて黒龍江屯在軍隊に動員令を下し、越えて七月十七日にはブラゴヴェシチエンスク、ハバロヴカ、浦塩港等に戒嚴令を布き、同月二十一日には西比利全管区の軍隊及びトルキスタン管区のセミレチエンスク所在軍隊に対し同様の発令があつた。二十四日欧本国より極東に向け歩兵五ヶ師団、砲兵十五ヶ大隊、工兵及び鉄道隊各一ヶ大隊を派遣するに決し、二十八日西比利駐屯軍隊の編成に大改正を加え、二十九日在旅順アレキシエフ中將は北清派遣陸海軍総指揮官に補せられ、三十日黒龍江總督は露国分遣隊に命じて愛琿及びサヴェロフカに於ける清国兵を撃攘せしめ、露兵これを占領した。八月八日新たに西比利に二ヶ軍団の新設があつた。十五日露兵約一千大孤山に上陸し、これと前後して露軍は牛莊を占領した。前月よりその頃迄にオデッサを發し海路旅順に向つた露兵は既に一万を超えたが、これに西比利の動員完了兵を加えれば、露兵の北清に活動し得べき総員無慮二十万に達すべく、内既に清国の境上方面に屯したものの大約八万を算した。その行動の真意那辺に存したかは、後日確的に立証せられたところである。

去る程に我が増遣隊の天津に達するや、列国軍は大いに力を得、直ちに進んで北倉、楊村の諸地を抜き、將に北京を衝く・状勢となつた。これより先七月十一日、在本邦清国公使は清帝よりの親電を齎して青木外相を訪ひ、その執奏を請うた。要は杉山書記生の殺害に対する深厚の悼意を表し、かつ北清騷擾の現状を奏聞して清国のため外国と親和的協定を遂ぐることに關し勸諭を勞せられんことを祈望するものであつた。明治天皇には、清国政府に於て迅速に匪徒弾圧に力め、使臣救護の実施を表せば、他日各国と商議の際日本は清国の利益を擁護するを辭せずとの勸旨を復電せられた。欧米各国駐劄の清国公使もまた任国元首に對し、友好的国交の継続と和親恢復の斡旋を希望するの意を披瀝せる清帝の親電の執奏方を任国政府に請うた。各国政府中には、我が国と大同小異の回電をしたものもあり、しなかつたものもあつた。独国外務大臣は在北京各国使臣及び在留外国人の生死判明せず、独国公使の虐殺に對する贖罪未だ決せず、かつ清国の今後の行動が國際法及び人文開明の度に準拠すべしとの充分の保障なき限り、右親電を独帝に捧呈する能わずとの口上書を清国公使に交付してその執奏方を拒絶した。當時清国政府は、列国公使の一時天津に退去し、かつ聯合軍の北京進軍中止を切望するの状ありて、殊に聯合軍にして北京に進軍せば北京の外国人は虐殺に遭うの虞もあつたので、我が政府は八月十日をもつて各国政府に對し、清国政府がその官兵及び匪徒を聯合軍指揮官の命する地点まで退去せしめ、かつ外国公使及び居留民を天津へ護送するに必要な聯合軍隊を自由に北京へ通行せしむるを條件とし、談判開始迄の一時的処置として、一定の期間休戦を承諾すべき旨を關係列国より清国政府に通牒しては如何と提議した。露、伊、米三国政府は直ちにこれに同意を表し、独国は不同意に傾いた。然るにその間に於て聯合軍は八月十二日をもつて通州に達し、十三日我が先鋒隊は定福庄附近へ前進し、次で我が軍は通州、朝陽門街道以

北露軍はその以南、英米軍は更にその以南に位置して北京攻撃に移り、十四日の未明我が軍は朝陽門に達し、同夜一隊は東直門を、次で一隊は朝陽門をいずれも爆破して城内に突入し、十五日払曉、公使館区域に到着し、久しく重圍の中に在りて弾丸既に尽き、糧食漸く絶えて命旦夕に迫れる列国官兵は辛うじて救助せられた。清帝及び西太后は既に遠く西安に蒙塵していた。

第二節 善後折衝

北京陥落と共に列国の軍事行動は終末を告げ、舞台は一転して清国政府に對する善後外交の初期に入つた。この際に方り、劈頭第一に自国の立場を宣明したものは露国であつた。これより先八月四日、牛莊附近に於ける露清兩國兵の衝突を機会に、露兵は直ちに營口を占領し、税関に露国旗を掲げ、翌五日アレキシエフ中將は大沽より軍艦にて入港し、直ちに露国仮民政庁を設置し、在營口露国領事を民政官に補した。そして露国政府は「牛莊占領は一時的措置で、事情の許す限り速かに撤退すべく、露国は満洲を永久に占領するの意思なし」と宣明した。同月十五日、北京は聯合軍の手に落ち、次で講和の新局面を迎うるや、露国は同月二十五日、列国政府に對し一片の通牒を發し、露国政府は (一) 列国間に共同一致を維持すること、(二) 清国に於ける従来の政態を維持すること、(三) 清国分割の傾向を有すべき一切の措置を排斥すること、(四) 列国の協力により清国内の安寧秩序を保持し得る正当政府を北京に復興せしむることの主義を述べ、かつ露国は他の列国の行動によりて妨げられざる限り、その軍隊を撤退せしむるに怠らざるべきこと等を宣明した。